

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

| | |
|---|----|
| 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) | 6 |
| 亀岡市都市計画税条例の一部改正 (税務課) | 10 |
| 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 (社会福祉課) | 11 |
| 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (社会教育課) | 11 |
| 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) | 11 |

—— 規 則 ——

| | |
|--|----|
| ふれあいプラザ条例施行規則及び亀岡市厚生会館条例施行規則の一部改正 (こども福祉課) | 12 |
| 亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正 (こども福祉課) | 13 |
| 亀岡市子ども手当事務処理規則 (こども福祉課) | 16 |
| 亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則の一部改正 (人事課) | 17 |

—— 告 示 ——

| | |
|------------------------------------|----|
| 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正 (高齢福祉課) | 17 |
| 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) | 17 |

| | |
|-------------------------|----|
| 公示送達 (税務課) | 18 |
| 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) | 19 |
| 市道路線の認定に関する告示 (道路河川課) | 20 |
| 市道路線の区域に関する告示 (道路河川課) | 20 |
| 市道路線の供用開始に関する告示 (道路河川課) | 21 |
| 放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課) | 22 |
| 公示送達 (税務課) | 23 |
| 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) | 24 |
| 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) | 24 |
| 自動車臨時運行許可番号の失効 (市民課) | 25 |

—— 公 告 ——

| | |
|-----------------------------------|----|
| 捕獲犬の抑留 (環境政策課) | 26 |
| 一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課) | 27 |
| 一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課) | 30 |
| 土地収用法の規定による事業認定申請書等の縦覧 (桂川・広域交通課) | 33 |
| 一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課) | 33 |
| 市有地の放置物件撤去 (建築住宅課) | 36 |

| | | | |
|--|----|---|----|
| 一般競争入札（条件付き）の執行 （執行管理課） | 37 | 亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理者 | 51 |
| 一般競争入札（条件付き）の執行 （執行管理課） | 40 | 亀岡市長選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所 | 51 |
| 一般競争入札（条件付き）の執行 （執行管理課） | 43 | 亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式 | 52 |
| 捕獲犬の抑留 （環境政策課） | 46 | 亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 | 53 |
| ——— 任免及び辞令 ——— | | | |
| 教育委員会欄 | | | |
| ——— 規 則 ——— | | | |
| 亀岡市体育指導委員に関する規則及び 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則 の一部改正 | 47 | 亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色 | 53 |
| 選挙管理委員会欄 | | | |
| ——— 告 示 ——— | | | |
| 市の投票区を定める告示及び亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部改正 | 48 | 亀岡市長選挙における期日前投票所 | 53 |
| 亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所 | 49 | 亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者 | 54 |
| 亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 | 50 | 亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時 | 55 |
| 選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 | 50 | 亀岡市長選挙における開票事務 | 55 |
| 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 | 50 | 亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 | 55 |
| 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 | 50 | 亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額 | 55 |
| 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 | 51 | 亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限 | 56 |
| 亀岡市長選挙の期日 | 51 | 亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 | 56 |
| | | 亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者 | 56 |
| | | 亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色 | 58 |
| | | 亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印 | 58 |
| | | 亀岡市長選挙における各投票区の投票所 | 59 |

公職選挙法の規定による選挙立会人を定めるくじを行わない旨の告示 60

亀岡市長選挙における選挙会の日時の変更 60

亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名 60

公平委員会欄

—— 告 示 ——

職員団体の登録 61

上下水道部欄

—— 告 示 ——

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 61

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 62

公布された条例のあらまし

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。
 個人市民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を2,000円(現行5,000円)に引き下げることとした。
 市民税等の不申告に関する過料の上限額を引き上げるなど、罰則の見直しを行うこととした。
 個人市民税において、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例措置の適用期限を平成25年12月31日まで2年延長することとした。
 個人市民税において、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する非課税措置の施行日を平成27年1月1日まで2年延長することとした。
 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の の改正は、公布の日から起算して2月を経過した日、1の のその他所要の規定整備の一部については、平成25年1月1日からそれぞれ施行することとした。

亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、亀岡市都市計画税条例の引用条項を改正することとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正した。

- 1 東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限り、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加えることとする事とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用することとした。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長及び副市長の平成23年10月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

| | 現行支給額 | 改正後の支給額 (現行支給額から10分の1 を乗じて得た額を減じた額) |
|-----|----------|---|
| 市長 | 990,000円 | 891,000円 |
| 副市長 | 791,000円 | 711,900円 |

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第15号

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第34条を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第34条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金（市内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対して支出するもの又は市内での事業活動に充てることを寄附の目的として支出するものうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定する寄附金をいう。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその

者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第35条の4第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第35条の5第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第51条の10第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第57条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第61条第1項、第70条第1項及び第82条の2第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第94条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第92条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第99条の次に次の1条を加える。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第99条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に

規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第109条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第115条の2を第115条の3とし、第115条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第115条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条

第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。)」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第32条第1項の規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に

改め、同条第8項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割

の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、

「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

（亀岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例の一部を改正する条例（平成20年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 亀岡市税条例の一部を改正する条例（平成22年亀岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中亀岡市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第35条の5第1項の改正規定（「30,000円」を「100,000円」に改める部分に限る。）、同条例第51条の10第1項、第61条第1項、第70条第1項及び第82条の2第1項の改正規定、同条例第94条の次に1条を加える改正規定、同条例第99条の次に1条を加える改正規定、同条例第109条第1項の改正規定、同条例第115条の2を第115条の3とし、第115条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

第1条中亀岡市税条例附則第8条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

第1条中亀岡市税条例附則第10条の2第5項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の亀岡市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税に

については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第16号

亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第16項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「、若しくは第35項」とする。

「揭示済」

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第17号

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

「揭示済」

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第18号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第19号

特別職の職員で常勤のものの給与
に関する条例の一部を改正する条
例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条
例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を
次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

6 平成23年10月に支給されるべき市長及
び副市長の給料月額については、第3条の規
定にかかわらず、同条の規定により支給され
ることとなる額から、その額に10分の1を
乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手
当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎と
なる給料の月額、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23
年10月1日から適用する。

「揭示済」

規 則

ふれあいプラザ条例施行規則及び亀岡市厚生
会館条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成23年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第26号

ふれあいプラザ条例施行規則及び
亀岡市厚生会館条例施行規則の一
部を改正する規則

（ふれあいプラザ条例施行規則の一部改正）

第1条 ふれあいプラザ条例施行規則（平成
18年亀岡市規則第10号）の一部を次のよ
うに改正する。

第11条第2号中「喫煙し、又は」を削り、
同条第7号を第8号とし、第3号から第6号
までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の
1号を加える。

プラザの施設内及びその敷地内におい
て喫煙をしないこと。

第12条第1号中「（喫煙を含む。）」を
削り、同条第5号を第6号とし、第2号から
第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次
に次の1号を加える。

プラザの施設内及びその敷地内におい
て喫煙をしないこと。

別記第1号様式、第3号様式、第5号様式
及び第7号様式中「あて先」を「宛先」に改
める。

（亀岡市厚生会館条例施行規則の一部改正）

第2条 亀岡市厚生会館条例施行規則（平成

18年亀岡市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「喫煙し、又は」を削り、同条第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

会館の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。

第13条第1号中「(喫煙を含む。)」を削り、同条第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

会館の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。

別記第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第27号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市総合福祉センター条例施行規則(平成18年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第29条を第30条とし、第28条中「、第13条、第14条及び第16条から第21条」を「、第10条、第14条、第15条及び第17条から第22条」に、「第9条、第12条、第15条、第16条及び別記第5号様式から別記第7号様式」を「第10条、第13条、第16条、第17条及び別記第7号様式から別記第9号様式」に、「第10条、第11条、第15条第1項第1号及び第29条」を「第11条、第12条、第16条第1項第1号及び第30条」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第16条から第26条までを1号ずつ繰り下げる。

第15条第1項第1号中「イ 条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用する」とき。

免除」を「イ 登録グループが使用する場合 3割」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条第1項中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「別記第1号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項ただし書中「、市長」を「、登録グループが申請する場合、若しくは市長」に改め、同条を第9条とし、第

7条の次に次の1条を加える。

(利用グループの登録)

第8条 条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用する者は、利用グループとして登録することができる。

2 登録を受けようとするグループは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の登録の基準は、市長が別に定める。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証(別記第2号様式)を交付するものとする。

5 市長は、前項の規定により登録したグループ(以下「登録グループ」という。)について登録簿を調製し、保管するものとする。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式を別記第8号様式とし、別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第4号様式を別記第6号様式とし、別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式を別記第4号様式とし、別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記第3号様式とし、附則の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式(第8条関係)

| | |
|--------------------------------|---|
| 亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書 (宛先) | |
| 申請者 住所 氏名 (電話) ⑤ () | |
| 次のとおり利用グループ登録(新規・更新)の申請をします。 | |
| グループの名称 | |
| 代表者住所 | |
| 代表者氏名 | |
| 連絡先等 | |
| 登録区分 (いづれかに○) | ①身体障害者福祉センター事業 ②中央老人福祉センター事業 ③働く女性の家事業 ④勤労青少年ホーム事業 |
| 設立年月 | 年 月 |
| 会員数 | 名 |
| 活動目的 | |
| 活動内容 | |
| 事業費等 | |
| その他 | |

第2号様式(第8条関係)

| | |
|----------------------|---------------|
| 亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証 | |
| 登録区分 | 事業 |
| グループの名称 | |
| 代表者住所 | |
| 代表者氏名 | |
| 連絡先等 | |
| 承認期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 摘 要 | |

上記のとおり亀岡市総合福祉センター利用グループとして登録する。

年 月 日

印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項を第16条第1項とし、「条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用するとき。 免除」を「登録グループが使用する場合 3割」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用していた者は、第16条第1項第1号・の改正規定にかかわらず、平成27年3月31日までの使用に限り、使用料の減免額を5割とする。

「 掲示済 」

亀岡市子ども手当事務処理規則をここに公布する。

平成23年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市子ども手当事務処理規則

亀岡市子ども手当事務処理規則（平成22年亀岡市規則第15号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「法」とい

う。）に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支払)

第2条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。（寄附）

第3条 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）第18条第1項の規定により市長の定める日は、支払期月（法第7条第4項に規定する支払期月をいう。以下同じ。）ごとに当該月の前月の15日までとし、同項に規定する申出書の提出を受けた日以後に支払うべき子ども手当を対象として、寄附を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の亀岡市子ども手当事務処理規則の規定は、平成23年10月分以後の月分の子ども手当に係る事務について適用し、同年9月分以前の月分の子ども手当に係る事務については、なお従前の例による。

「 掲示済 」

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第29号

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則（平成22年亀岡市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 亀岡市職員に対する子ども手当の認定及び支給事務の取扱いについては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「法」という。）、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成23年政令第308号）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）によるほか、この規則の定めるところによる。

第4条中「平成22年亀岡市規則第15号」を「平成23年亀岡市規則第28号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第170号

亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱（平成7年亀岡市告示第70号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「、1月1日現在」を「、11月1日現在」に改める。

第5条第1項中「1月末日まで」を「11月1日から12月末日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成23年度の交付申請期間の特例）

4 平成23年度に限り、第5条第1項中「11月1日から12月末日まで」とあるのは、「11月1日から翌年1月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第171号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

第4条中「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を除く。)」を削り、「60万円」を「900,000円」に改め、同条第2号中「評点が0.7以上で、かつ、事業前の評点を上回る耐震改修」を「評点を0.7以上に向上させる耐震改修(当該木造住宅の1階部分を除く部分に係る評点を低下させずに1階部分の評点を0.7以上に向上させる耐震改修を含む。)」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 補助金の額は、改修事業費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とし、900,000円を限度とする。

2 第4条ただし書の規定による補助対象住宅については、前項中「切り捨てた額とし、900,000円」とあるのは、「切り捨てた額に当該補助対象住宅に対して過去に交付された補助金額を加えた額が900,000円に達するまでの額」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成23年10月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略
氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年10月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1305-43025

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年10月11日

「掲示済」

亀岡市告示第174号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月12日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 | 点 |
|-------|---------|-------------------|-------------------|
| | | 終 | 点 |
| 03027 | 自由ヶ丘1号線 | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 |
| | | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 |
| 04096 | 北向田1号線 | 亀岡市曾我部町南条向山12番25先 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番41先 |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番41先 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 |
| 04097 | 北向田2号線 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番24先 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 |

「揭示済」

亀岡市告示第175号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において、平成23年10月13日から平成23年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月12日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 延長 | 最小幅員 |
|-------|---------|-------------------|---------|-------|
| | | 終 点 | | 最大幅員 |
| 03027 | 自由ヶ丘1号線 | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | 194.80m | 4.05m |
| | | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | | 5.90m |
| 04096 | 北向田1号線 | 亀岡市曾我部町南条向山12番25先 | 119.69m | 6.00m |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番41先 | | 6.00m |
| 04097 | 北向田2号線 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番24先 | 106.68m | 6.00m |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 | | 6.00m |

「揭示済」

亀岡市告示第176号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成23年10月12日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において、平成23年10月13日から平成23年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成23年10月12日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 延長 | 最小幅員 |
|-------|---------|-------------------|---------|-------|
| | | 終 点 | | 最大幅員 |
| 03027 | 自由ヶ丘1号線 | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | 194.80m | 4.05m |
| | | 亀岡市西別院町柚原西条69番5先 | | 5.90m |
| 04096 | 北向田1号線 | 亀岡市曾我部町南条向山12番25先 | 119.69m | 6.00m |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番41先 | | 6.00m |
| 04097 | 北向田2号線 | 亀岡市曾我部町南条北向田7番24先 | 106.68m | 6.00m |
| | | 亀岡市曾我部町南条北向田7番10先 | | 6.00m |

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年10月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年10月20日（木）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 33台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話（25）5083

「掲示済」

亀岡市告示第178号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年10月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者の住所・氏名 | |
|----|-------------------------------|-----------------|---------|
| | | 住所 | 氏名または名称 |
| 1 | 督促状 平成23年度第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 2 | 督促状 平成23年度第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 平成23年度第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 平成23年度第1期・ 第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 平成23年度第1期・ 第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 平成23年度第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 平成23年度第2期分 市府民税 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 平成23年度第2期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 平成23年度第2期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 平成23年度第2期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 平成23年度第2期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 平成23年度第2期分 固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 平成23年度 軽自動車税 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1501-32034

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年10月25日

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年10月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1304-51066

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年10月27日

「揭示済」

亀岡市告示第181号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示する。

平成23年10月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

| 自動車臨時運行 許可番号標番号 | 失効年月日 | 許可を受けた者の住所・氏名 | 許可年月日 |
|--------------------|-------------|---------------|-------------|
| 京258 亀岡 | 平成23年10月28日 | 省略 | 平成23年10月11日 |

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第49号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年10月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

| 番号 | 捕獲日時及び捕獲場所 | 特 徴 | 犬の鑑札 | 注射済票 | 備 考 |
|----|--|---|--------|--------|--------------|
| 1 | 日時：平成22年5月12日 午前9時 場所：亀岡市宮前町神前地内 | 種 類：柴犬 体 格：中 毛 色：茶 性 別：雌 | 有 無 | 有 無 | 京都府南丹保健所にて保管 |
| 2 | 日時：平成23年8月20日 午後6時30分 場所：亀岡市千代川町地内 | 種 類：Mプードル 体 格：中 毛 色：グレー 性 別：雄 | 有 無 | 有 無 | 京都府南丹保健所にて保管 |
| 3 | 日時：平成23年9月18日 午前9時 場所：亀岡市大井町小金岐地内 | 種 類：ミチュアックス 体 格：小 毛 色：黒茶 性 別：雌 | 有 無 | 有 無 | 京都府南丹保健所にて保管 |
| 4 | 日時：平成23年9月30日 午前9時 場所：亀岡市稗田野町太田地内 | 種 類：雑種 体 格：小 毛 色：白 性 別：雌 | 有 無 | 有 無 | 京都府南丹保健所にて保管 |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年10月6日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室（電話0771-62-4754）

「揭示済」

亀岡市公告第50号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

農集第23-3号

農集川東 地区污水管布設工事（42工区）

工事場所 亀岡市千歳町千歳地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L = 585.20m

VU 150 管路 L = 348.70m

VP 75 管路 L = 223.70m

1号マンホール 6箇所

レジンマンホール 8箇所

2号マンホール 1箇所

塩ビマンホール 2箇所

楕円マンホール 3箇所

公共樹 12箇所

付帯工 1式

工期 契約日の翌日から120日

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中

間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。
最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市土木工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500

万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月4日(火) 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月4日(火) 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月11日(火) 午前9時から午後5時まで 平成23年10月12日(水) 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月13日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月6日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月17日(月) 正午まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年10月18日(火) | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年10月20日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年10月21日(金) 午前9時から午前11時まで 再入札となった場合は 平成23年10月21日(金) 午後3時30分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|--|-------------|
| 開札日時 | 平成23年10月21日(金) 午後1時00分 再入札となった場合は 平成23年10月21日(金) 午後3時40分に開札する。 | 電子入札システムによる |
|------|--|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第51号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

農集第23-7号

農集川東 地区污水管布設工事

（33-2工区）

工事場所 亀岡市馬路町地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L = 345.00m（管路延長）

VU 150 管渠 L = 250.10m

VU 200 管渠 L = 31.20m

VP 75 管渠 L = 52.50m

1号マンホール 5箇所

1号マンホール蓋取替工 73箇所

2号マンホール 1箇所

レジンマンホール 5箇所

公共柵 11箇所

付帯工 1式

工期 契約日の翌日から120日

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額

の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市土木工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が

3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月7日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月7日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月13日（木） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月14日（金） 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月17日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月12日（水） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月18日（火） 正午まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年10月19日（水） | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年10月21日（金） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月24日（月） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年10月25日（火） 午後3時00分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|---|-------------|
| 開札日時 | 平成23年10月25日(火) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年10月25日(火) 午後3時10分に開札する。 | 電子入札システムによる |
|------|---|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第52号

土地収用法第24条第1項の規定により、近畿地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条第1項の規定により、縦覧期間内に限り近畿地方整備局長に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができるとともに、同法第25条第1項の規定により、縦覧期間内に限り京都府知事に意見書を提出することができ、当該意見書は近畿地方整備局長あて送付されるので、留意されたい。

平成23年10月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 起業者の名称
京都府
- 2 事業の種類
府道亀岡園部線改築工事（保津南工区・京都府亀岡市古世町西内坪地内から同市追分町下島地内まで）
- 3 起業地
収用の部分
京都府亀岡市古世町西内坪及び向嶋並びに追分町下島地内
使用の部分
京都府亀岡市古世町西内坪及び追分町下島地内

- 4 縦覧の場所
亀岡市役所 まちづくり推進部
桂川・広域交通課

- 5 縦覧の期間
公告の日から
平成23年10月26日まで

「揭示済」

亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
工事番号及び工事名
管第23-3号
亀岡市公共下水道事業
奥条枝線その1布設工事
工事場所 亀岡市稗田野町奥条地内
工事種別 土木工事
工事概要
工事延長 L=680.00m
管布設工

| | | |
|---------------|------|---------|
| VU 200mm | 管路延長 | 579.50m |
| | 管渠延長 | 561.35m |
| HIVP(RR) 75mm | 管路延長 | 100.50m |
| | 管渠延長 | 99.23m |

人孔設置工

| | |
|--------------|------|
| 2号組立人孔 | 1箇所 |
| 1号組立人孔 | 10箇所 |
| レジンマンホール | 21箇所 |
| 塩ビマンホール | 5箇所 |
| 汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 | 21箇所 |
| 取付管工 | 21箇所 |
| 付帯工 | 1式 |

工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。た

だし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月18日(火) 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月18日(火) 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月21日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年10月24日(月) 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月25日(火) 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月20日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月27日(木) 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年10月31日(月) | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年11月4日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年11月7日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年11月8日(火) 午後3時00分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 平成23年11月8日(火) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年11月8日(火) 午後3時10分に開札する。 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第54号

市有地の放置物件撤去

次の物件は、無許可に下記の市有地を占用し、土地の適切な管理の妨げとなっており、土地の維持管理に支障をきたしています。

下記の物件占用者は、平成23年11月1日までに撤去してください。

もし、期日までに撤去されない場合は、市で撤去のうえ廃棄処分します。

平成23年10月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 放置場所

亀岡市篠町野条イカノ辻北48-1、51-3

2 放置物件

ダイハツ(ミラターボ)

色:紺色(ナンバープレート無)

スズキ(ジムニー)

色:小豆色(京都41 も 33-80)

スズキ(アルトワークス)

色:白色(ナンバープレート無)

ダイハツ(ハイゼット)

色:橙色(京都40 す 23-26)

「揭示済」

亀岡市公告第55号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

管第23-4号

亀岡市公共下水道事業

奥条枝線その2布設工事

工事場所 亀岡市稗田野町奥条地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L=1,033.20m

管布設工

VU 200mm 管路延長 1,033.20m

管渠延長 998.70m

人孔設置工

1号組立人孔 16箇所

レジンマンホール 37箇所

塩ビマンホール 22箇所

汚水柵設置工 塩ビ汚水柵 30箇所

取付管工 30箇所

付帯工 1式

工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日

以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月19日（水） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月19日（水） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月24日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月25日（火） 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月26日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月21日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月28日（金） 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年11月1日（火） | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年11月7日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年11月8日（火） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年11月9日（水） 午後3時00分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|---|-------------|
| 開札日時 | 平成23年11月9日(水) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年11月9日(水) 午後3時10分に開札する。 | 電子入札システムによる |
|------|---|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第56号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

道改第9号

市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区 その2）

工事場所 亀岡市篠町柏原地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L = 31.0m

W = 13.3m

橋梁下部工

逆T式橋台 N = 2.0基

場所打杭 N = 18.0本

土工 = 1.0式

護岸工

コンクリートブロック積 A = 130.0m²

橋梁上部工

プレテンション桁購入工（外桁）
N = 2.0本

プレテンション桁購入工（中桁）
N = 15.0本

架設工（クレーン架設） = 1.0式

横組工 = 1.0式

橋梁付属物工 = 1.0式

工期 平成24年3月31日

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日以降開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技

術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月21日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月21日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月25日（火） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月26日（水） 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月28日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月24日（月） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年11月1日（火） 正午まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年11月4日（金） | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年11月9日（水） 午後1時から午後5時まで 平成23年11月10日（木） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年11月11日（金） 午後3時00分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|---|-------------|
| 開札日時 | 平成23年11月11日(金) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年11月11日(金) 午後3時10分に開札する。 | 電子入札システムによる |
|------|---|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第57号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年10月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

管第23-2号

亀岡市公共下水道事業鹿谷枝線その9布設工事

工事場所 亀岡市稗田野町鹿谷地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L=477.20m

管布設工

VU 200昼間 管路延長 477.20m

管渠延長 462.20m

人孔設置工

1号組立人孔 昼間 8箇所

レジンマンホール 昼間 19箇所

塩ビ人孔 2箇所

汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 昼間 14箇所

取付管工 昼間 14箇所

付帯工 1式

工期 契約日の翌日から110日

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日

以上（変更工期を含む）で前金払をしてい

る工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され

た現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成23年10月21日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成23年10月21日（金） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成23年10月26日（水） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月27日（木） 午前9時から午後5時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 平成23年10月28日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 平成23年10月24日（月） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月31日（月） 午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年11月2日（水） | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 平成23年11月9日（水） 午前9時から午後5時まで 平成23年11月10日（木） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年11月11日（金） 午後3時00分までに再入札すること。 | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|---|-------------|
| 開札日時 | 平成23年11月11日(金) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年11月11日(金) 午後3時10分に開札する。 | 電子入札システムによる |
|------|---|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第58号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成23年10月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年10月23日
午後2時00分
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町森下垣内付近
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 右の前足を怪我

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年
10月29日）までに引取りのないとき
は処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

藤原 史博
 加藤 啓一郎
 佐藤 俊之
 上原 久和
 中川 喜よ美
 澤田 透
 栗林 高宏
 梶田 芳弘
 木崎 真子

（各 通）

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱し
ます

平成23年10月1日

山口 裕之

亀岡市市医に委嘱します

平成23年10月26日

教育委員会欄

規則

亀岡市体育指導委員に関する規則及び亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月5日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市体育指導委員に関する規則
及び亀岡市教育委員会事務局事務
分掌規則の一部を改正する規則

(亀岡市体育指導委員に関する規則の一部改正)

第1条 亀岡市体育指導委員に関する規則(昭和38年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則
本則中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項」に改める。

第2条第1項中「振興」を「推進」に改め、同項第6号中「ための」の次に「事業の実施に係る連絡調整及び」を加える。

第4条中「補欠指導委員」を「補欠推進委員」に改める。

(亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）及び亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置（昭和32年亀岡市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月5日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

（公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示の一部改正）

第1条 公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

「

| | |
|--------|-------------------|
| 第33投票区 | 保津町の区域 |
| 第34投票区 | 篠町のうち 王子の一部の区域 |

」

を

「

| | |
|--------|--------|
| 第33投票区 | 保津町の区域 |
|--------|--------|

」

に改め、

「

| | |
|--------|--------------------------------|
| 第43投票区 | 東別院町のうち鎌倉（見立、上谷、小山、雁松及び池之谷）の区域 |
|--------|--------------------------------|

」

を

「

| | |
|--------|--------------------------------|
| 第43投票区 | 東別院町のうち鎌倉（見立、上谷、小山、雁松及び池之谷）の区域 |
| 第44投票区 | 篠町のうち王子の一部の区域 |

」

に改める。

（亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部改正）

第2条 亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置（昭和32年亀岡市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

「ただし、第34投票区」を「ただし」に、「及び第43投票区」を「、第43投票区及び第44投票区」に改め、「、第34投票区は第37投票区に」を削り、「第4投票区に」の次に「、第44投票区の区域は第37投票区に」を加える。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第78号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成23年10月11日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第79号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

平成23年10月11日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第80号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成23年10月12日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 縦覧の期間 平成23年10月16日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第81号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1,496人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第82号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

24,929人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第83号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,465人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第84号

亀岡市長選挙の期日を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

選挙の期日 平成23年10月23日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第85号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

| | | |
|--------|----|--------|
| 選挙長 | 省略 | 西田 勝 |
| 同職務代理者 | 省略 | 酒井 佐治子 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第86号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第87号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

(表)

(裏)

| | |
|--------------|--|
| <p>候補者氏名</p> | <p>平成23年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;">亀岡市選挙管理委員会之印</p> |
|--------------|--|

(表)

(裏)

| | |
|-------------|--|
| <p>点字投票</p> | <p>平成23年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名を一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="text-align: right;">亀岡市選挙管理委員会之印</p> |
|-------------|--|

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第88号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成23年10月16日
午後5時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第89号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市長選挙

街頭演説用標旗
白地に黒色の文字

街頭演説用腕章
白地に黒色の文字

自動車の乗員用腕章

白地に黒色の文字

自動車の表示板

白地(木板)に黒色の文字

拡声機の表示板

白地(木板)に黒色の文字

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第90号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第91号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

平成23年10月23日執行 亀岡市長選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

| 職務を行うべき日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|-------------|--------|----|--------|----|
| | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 平成23年10月17日 | 野崎 千恵子 | 省略 | 西田 勝 | 省略 |
| 平成23年10月18日 | 西田 勝 | 省略 | 酒井 佐治子 | 省略 |
| 平成23年10月19日 | 酒井 佐治子 | 省略 | 和田 学 | 省略 |
| 平成23年10月20日 | 和田 学 | 省略 | 野崎 千恵子 | 省略 |
| 平成23年10月21日 | 酒井 佐治子 | 省略 | 和田 学 | 省略 |
| 平成23年10月22日 | 和田 学 | 省略 | 野崎 千恵子 | 省略 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第92号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 場 所 ガレリアかめおか
 亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時 平成23年10月23日
 午後9時10分

「 掲 示 済 」

亀岡市選挙管理委員会告示第93号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

「 掲 示 済 」

亀岡市選挙管理委員会告示第94号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所
- 2 日 時 平成23年10月20日
 午後5時

「 掲 示 済 」

亀岡市選挙管理委員会告示第95号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市長選挙

9,157,800円

「 掲 示 済 」

亀岡市選挙管理委員会告示第96号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成23年10月16日とする。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第97号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成23年10月16日
午後5時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第98号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市長選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

| 地区名 | 投票区番号 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|-------|-------|-------|----|--------|----|
| | | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 亀岡 | 1 | 上村 祥浩 | 省略 | 谷 仁志 | 省略 |
| | 2 | 武内 政一 | 省略 | 片岡 清志 | 省略 |
| 東別院 | 3 | 今井 淳喜 | 省略 | 森川 寿文 | 省略 |
| | 4 | 清水 雅司 | 省略 | 福田 正弘 | 省略 |
| 西別院 | 5 | 細見恵美子 | 省略 | 齋田 善弘 | 省略 |
| | 6 | 原田 齋 | 省略 | 鈴木 浩 | 省略 |
| 曾我部 | 7 | 桂 幸太郎 | 省略 | 荻野 和幸 | 省略 |
| | 8 | 酒井 美明 | 省略 | 浦 邦彰 | 省略 |
| 吉川 | 9 | 上島 滋之 | 省略 | 大西 光治 | 省略 |
| 稗田野 | 10 | 稻荷 正夫 | 省略 | 塩尻 知己 | 省略 |
| | 11 | 森 好次 | 省略 | 坂田 泰孝 | 省略 |
| 本梅 | 12 | 小畑 太郎 | 省略 | 大西 博之 | 省略 |
| | 13 | 西田 修 | 省略 | 森 敏郎 | 省略 |
| 畑野 | 14 | 奥野 正三 | 省略 | 福井 栄子 | 省略 |
| | 15 | 谷下 千秋 | 省略 | 畑 典明 | 省略 |
| 宮前 | 16 | 井内 功 | 省略 | 柴田 好浩 | 省略 |
| | 17 | 山下 昇 | 省略 | 西田 隆 | 省略 |
| | 18 | 田中 義一 | 省略 | 西田 貴弘 | 省略 |
| 大井 | 19 | 山本 徹 | 省略 | 三宅 敦史 | 省略 |
| | 20 | 中川 清 | 省略 | 中川 秀和 | 省略 |
| 千代川 | 21 | 湯浅 英雄 | 省略 | 内藤 誠司 | 省略 |
| | 22 | 俣野 久夫 | 省略 | 俣野 孝明 | 省略 |
| 馬路 | 23 | 人見 肇夫 | 省略 | 橋本 泰典 | 省略 |
| | 24 | 中川 進 | 省略 | 名倉 真也 | 省略 |
| | 25 | 堤 年宏 | 省略 | 林 佐百合 | 省略 |
| 旭 | 26 | 平井 厚生 | 省略 | 内藤 一彦 | 省略 |
| | 27 | 小野 武成 | 省略 | 笹原 法明 | 省略 |
| 千歳 | 28 | 河島 一行 | 省略 | 小川さく子 | 省略 |
| | 29 | 谷尻 佳子 | 省略 | 三宅 泰宏 | 省略 |
| | 30 | 木越 康行 | 省略 | 木村 邦彦 | 省略 |
| 河原林 | 31 | 並河 包恭 | 省略 | 岸 裕一郎 | 省略 |
| | 32 | 桂 保雄 | 省略 | 関 勝 | 省略 |
| 保津 | 33 | 溝行 一夫 | 省略 | 桂 和裕 | 省略 |
| 東本梅 | 35 | 堀 宏恵 | 省略 | 中川 満智 | 省略 |
| | 36 | 中西 顯 | 省略 | 中西 康弘 | 省略 |
| 篠 | 37 | 上垣伊三男 | 省略 | 平田 米蔵 | 省略 |
| 篠・東つじ | 38 | 中 龍雄 | 省略 | 田中 博樹 | 省略 |
| 西つじ | 39 | 吉田 春雄 | 省略 | 伊豆田晃正 | 省略 |
| 亀岡 | 40 | 芳野 重徳 | 省略 | 人見 真司 | 省略 |
| 篠 | 41 | 高木 平夫 | 省略 | 山内 偉正 | 省略 |
| 南つじ | 42 | 山本眞之介 | 省略 | 河田 健 | 省略 |
| 東別院 | 43 | 濱井 一夫 | 省略 | 鎌江 裕 | 省略 |
| 篠 | 44 | 吉田 洋 | 省略 | 木村 公一 | 省略 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第99号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

政治活動用自動車の表示板
白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第100号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市選挙管理委員会規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第2号）第19条で定める亀岡市選挙管理委員会の印

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第101号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成23年10月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

| 投票区名 | 投票所の施設 | 所在地 |
|--------|----------------|-----------------------|
| 第1投票区 | 亀岡小学校 | 亀岡市内丸町15番地 |
| 第2投票区 | 亀岡市役所市民ホール | 亀岡市安町野々神8番地 |
| 第3投票区 | 東別院町ふれあいセンター | 亀岡市東別院町東掛一ア15番地の8 |
| 第4投票区 | 徳円寺 | 亀岡市東別院町栢原九折34番地の1 |
| 第5投票区 | 亀岡市西別院生涯学習センター | 亀岡市西別院町柚原佃17番地 |
| 第6投票区 | 犬甘野児童館 | 亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地 |
| 第7投票区 | 曾我部公民館 | 亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1 |
| 第8投票区 | 寺区公民館 | 亀岡市曾我部町寺広畑12番地 |
| 第9投票区 | 吉川公民館 | 亀岡市吉川町吉田沢63番地 |
| 第10投票区 | 亀岡市稗田野生涯学習センター | 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1 |
| 第11投票区 | 奥条公民館 | 亀岡市稗田野町奥条大仲17番地 |
| 第12投票区 | ほんめ町ふれあいセンター | 亀岡市本梅町井手梅原3番地 |
| 第13投票区 | 西加舎公民館 | 亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1 |
| 第14投票区 | 畑野町公民館 | 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1 |
| 第15投票区 | 土ヶ畑公民館 | 亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地 |
| 第16投票区 | 宮川公民館 | 亀岡市宮前町宮川宮ノ下103番地 |
| 第17投票区 | 神前ふれあいサロン | 亀岡市宮前町神前平見1番地の1 |
| 第18投票区 | 猪倉公民館 | 亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地 |
| 第19投票区 | 大井小学校 | 亀岡市大井町並河1丁目3番1号 |
| 第20投票区 | 小金岐区会議所 | 亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地 |
| 第21投票区 | 千代川町自治会館 | 亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地 |
| 第22投票区 | 北ノ庄会議所 | 亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地 |
| 第23投票区 | 馬路生涯学習センター | 亀岡市馬路町流川2番地の1 |
| 第24投票区 | 池尻区公民館 | 亀岡市馬路町池尻50番地 |
| 第25投票区 | 馬路老人センター | 亀岡市馬路町小米田45番地の4 |
| 第26投票区 | 旭コミュニティセンター | 亀岡市旭町年角25番地 |
| 第27投票区 | 山階公民館 | 亀岡市旭町岩ヶ谷84番地 |
| 第28投票区 | 国分公民館 | 亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1 |
| 第29投票区 | 千歳町自治会事務所 | 亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3 |
| 第30投票区 | 出雲公民館 | 亀岡市千歳町千歳南所26番地 |
| 第31投票区 | 亀岡市河原林生涯学習センター | 亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1 |
| 第32投票区 | 勝林島会議所 | 亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地 |
| 第33投票区 | 保津小学校 | 亀岡市保津町構ノ内20番地 |
| 第35投票区 | 赤熊公民館 | 亀岡市東本梅町赤熊南垣内20番地の2 |
| 第36投票区 | 大内営農センター | 亀岡市東本梅町大内谷口30番地 |
| 第37投票区 | 安詳小学校 | 亀岡市篠町篠中北裏68番地 |
| 第38投票区 | 東つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号 |
| 第39投票区 | 西つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号 |
| 第40投票区 | 亀岡市文化資料館 | 亀岡市古世町中内坪1番地 |
| 第41投票区 | 詳徳小学校 | 亀岡市篠町栢原田中3番地の1 |
| 第42投票区 | 南つつじヶ丘小学校 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号 |
| 第43投票区 | 見立自治会館 | 亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号 |
| 第44投票区 | 西山区集会所 | 亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第102号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による選挙立会人を定めるくじは、行わない。

平成23年10月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第103号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における選挙会の日時を次のように変更する。

平成23年10月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

選挙会日時 平成23年10月23日
午後8時55分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第104号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。。

平成23年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

| 住 所 | 氏 名 |
|-----|-------|
| 省略 | 栗山 正隆 |

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第6号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したから、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月19日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

- 1 登録団体
 亀岡市職員組合
 代表者 執行委員長 岸田 浩
 (主たる事務所所在地)
 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成23年10月19日
- 3 登録番号 平成23年公平第6号

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成23年10月19日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成23年10月19日

2 指定した業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------------|----------------|---------------------------|
| 257 | 株式会社 関西住設 | 代表取締役 石井 孝司 | 京都市南区西九条 高島町3番地1 |
| 258 | 有限会社 矢野設備 | 代表取締役 矢野 雅史 | 京都市南区久世 川原町192番地 14 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年10月19日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年10月19日

2 指定した業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | | 住所 |
|------|-----------|-------|-------|-------------------|
| 270 | 有限会社 矢野設備 | 代表取締役 | 矢野 雅史 | 京都市南区久世川原町192番地14 |

「揭示済」